

松尾地区地域審議会会議録

会 議 の 名 称		松尾地区地域審議会（平成 27 年度第 1 回）	
開 催 日 時		平成 27 年 12 月 14 日（月）	開会 16 時 45 分 閉会 17 時 25 分
開 催 場 所		山武市役所成東保健センター2 階 第 2 保健指導室	
議 長 氏 名		齊藤 澄子	
出 席 者 氏 名		別添出欠席者名簿のとおり	
欠 席 者 氏 名		〃	
事 務 局 氏 名		〃	
会 議 事 項	議 題		会議結果
	(1) 新市建設計画《改訂版》（案）について (2) 地域振興基金運用益の活用を計画している事業について		(1) 別添答申書のとおり承認。 (2) 別添意見書のとおり承認。
会 議 の 経 過			
会 議 資 料		・ 松尾地区次第 ・ 【資料 1】 諮問書写 ・ 【資料 2】 平成 26 年度事業実施成果報告 ・ 【資料 3】 H28-H29 地域振興基金運用計画書（案） ・ 【資料 4】 地域振興基金取扱要領 ・ 【資料 5】 意見書様式+H25 意見書	
そ の 他 必 要 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 委 員	
平成 年 月 日		小 棚 と し え	
		深 堀 孝 夫	

出 欠 席 者 名 簿

松尾地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	齊 藤 澄 子	○
副会長	小 柳 昌	○
委 員	浅 野 智 子	○
委 員	油 橋 光 枝	○
委 員	地布久 勝 夫	○
委 員	深 堀 孝 夫	○
委 員	小 柳 としえ	○
委 員	大 津 秀 夫	×
委 員	篠 原 米 子	○
委 員	太 田 道 子	○
委 員	大 嶋 滋 子	○
委 員	秋 葉 利 一	○
委 員	太 田 祥 代	○
委 員	古 川 栄	○

執行部・事務局		
所 属	職 名	氏 名
松尾出張所	所 長	海 寶 秀 之
企画政策課	係 長	松 崎 康 寛

出席職員数 2 名

出席 13 名 欠席 1 名

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	それでは定刻になりましたので、平成 27 年度第 1 回松尾地区地域審議会を開会いたします。 はじめに、本日の会議の出席者数ですが、現在、定員 14 名のところ、13 名のご出席をいただいております。地域審議会設置に関する協議第 8 条第 4 項の規定により、委員の出席が過半数を超えておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 また、本日の会議は、議事録作成の都合上、会議の内容を録音させていただきます。大変申し訳ございませんが、ご発言の際には、必ず挙手のうえ、議長である会長の指名を受けたのち、お名前を述べた上でのご発言をよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の会議次第に従い、齊藤会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
会長	お忙しい中、平成 27 年度第 1 回松尾地区地域審議会に出席を賜りまして、ありがとうございます。本日は、先ほどの合同会議で市から説明がありました、新市建設計画《改訂版》(案)及び地域振興基金運用益の活用を計画している事業について審議し、新市建設計画《改訂版》(案)に対して答申書を、地域振興基金運用益の活用を計画している事業については意見書を作成し、提出することとなります。本日はよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。では、この後の議事進行につきましては、地域審議会の設置に関する協議第 8 条第 2 項の規定により、会長に議長をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。
会長	では、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますが、まず、山武市松尾地区地域審議会運営要綱第 2 条の規定により、会議録の署名委員 2 名を私から指名させていただきます。今回は深堀委員と小槌としえ委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
深堀委員	はい。
小槌(と)委員	はい。
会長	ありがとうございます。事務局から会議録案が示されましたらば、確認のうえご署名願います。それでは、議題(1)の新市建設計画《改訂版》(案)について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	企画政策課の松崎と申します。まず、審議の進め方について説明いたします。お手元の資料 1 をご覧ください。本件につきましては、市長から各地区地域審議会の会長へ諮問書が提出されております。従いまして、この場では、先ほどの合同会議で説明のありました、新市建設計画を延長すること等について、異存があるか否かを審議しご答申いただくこととなります。結論が出ましたらば、事務局から答申案を読み上げさせていただきますが、基本的には、異存の有無についてご審議いただ

会長	ればと思います。よろしくお願いいたします。 では、皆様からご質問ご意見がありましたら発言願います。 ないようですので、新市建設計画《改訂版》（案）について異存がある方は、挙手をお願いします。 （委員挙手なし）
会長	では、新市建設計画《改訂版》（案）について了承することとします。 よろしいでしょうか。 （委員了承）
事務局	ありがとうございます。では、資料1にございます、市長から諮問させていただきました、新市建設計画《改訂版》（案）については異存ないということで、答申書を作成しますがよろしいですね。
古川委員	異存はありませんが、全て〇〇を進めます、といった記述になっています。私が心配するのは、地方独立行政法人であるさんむ医療センターについて、建物の老朽化もさることながら、底地の賃借期間が後2年で満了してしまう。その後更新するのかどうかの問題も絡んできますので。
事務局	先ほどの合同会議でお配りした新旧対照表の5ページをご覧ください。改正後の文言に、「地方独立行政法人さんむ医療センター整備支援事業」を加えております。地方独立行政法人ですので、市が主体的に運営するという性格ではなく、今後10年間においては、古川委員がおっしゃったことを含め、支援を行っていくという方針です。
古川委員	医師不足により負担が増え、引く手あまたの医師が辞めてしまう問題もあると聞いている。
事務局	これまでソフト面の支援として、地域振興基金運用益金を活用し、医学生奨学金等貸付事業と看護学生奨学金貸付事業を実施してまいりましたが、ハード面においては、この新市建設計画《改訂版》に記載することで、合併特例債の活用も可能となります。そういったことを踏まえて、新市建設計画の計画期間を10年間延長させていただき、支援する旨を記述させていただいているので、ご理解いただければと思います。
古川委員	テーマが強い街づくりとか子育てに関することが押し出されていて、地域医療体制の充実があっではじめて生まれてくると思うのだが。そういうことが不透明な中で、他のテーマが先走りしてしまっている印象を受ける。
事務局	合併特例債を借り入れることを前提に、あえて計画から広範に読み取れるよう「支援」と記述しています。医師の確保については既存の奨学金等貸付事業を含め、支援を継続してまいります。
会長	ありがとうございます。では、議題（1）についてはこれで。次に、

事務局 会長	議題（２）の地域振興基金運用益の活用を計画している事業について、事務局から説明願います。 －資料4、5をもとに、審議の進め方、意見書の記載方法について説明－ では、「さんむスプリングフェスタ実行委員会補助事業」に地域振興基金の運用益金を活用することについて、反対意見やご意見等ございますか。 （委員意見なし）
会長	では、賛成であるという方は挙手をお願いいたします。 （全委員挙手）
会長	満場一致で承認されました。意見書に記載する理由としては、平成25年度の意見書と同様、「青少年の育成に資する事業であり、地域振興に寄与する事業と認められる。」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。 （全委員挙手）
会長	ありがとうございます。正式な意見書につきましては、事務局側で清書し、会長である私が内容を確認のうえ、押印して市に提出することとします。
事務局	本日の議題ということで、新市建設計画《改訂版》（案）については異存ない旨を、地域振興基金運用益の活用を計画している事業については適当であるとの結論をいただきました。 さて、合同会議でも触れましたが、資料4「山武市地域振興基金運用益金の処理に関する取扱要領」の第10条にもとづき、平成26年度に地域振興基金運用益金を活用して実施した事業の成果について、資料2「地域振興基金運用益金活用事業 平成26年度事業実施成果報告」により報告させていただきます。
会長	資料2の事業成果について、皆様お気づきの点やご意見等ございますか。
秋葉委員	秋葉です。私は「市民提案型交流のまちづくり推進事業」の審査会委員に、松尾地区地域審議会から選出されています。地域審議会は平成28年3月31日をもって設置期間が満了するとのことですが、「市民提案型交流のまちづくり推進事業」を含め、これら地域振興基金運用益金活用事業は継続実施されるのでしょうか。
事務局	秋葉委員がおっしゃった「市民提案型交流のまちづくり推進事業」自体は今後も継続する事業であると聞いております。また、市民団体等か

	らいただいた提案を審査する審査会の委員について、現在は各地区地域審議会から1名ずつ選出しておりますが、地域審議会の設置期間満了に伴う対応として「山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会設置要綱」を改正し、新たに地域に偏りが無い形で委員を選出することを検討している旨、事業担当課である市民自治支援課から聞いております。
秋葉委員	地域振興基金の運用益金を財源とすることについても継続するということですか。
事務局	そのとおりです。
古川委員	松尾交流センター洗心館の開館後の運営状況については。ダンスや学童クラブに人が集まり、松尾にぎわい処に人が流れるということを想定していたようですが。
事務局	今年度は山武市産業祭りを松尾交流センター洗心館で開催したほか、松尾地区の山武市芸術文化祭を松尾ふれあい館で開催しましたが、やはりイベント時には、参加者が松尾にぎわい処に流れるという相乗効果がみられます。また、市ではダンス振興事業として、ご高齢の方向けの体験講座や小中学生を対象としたダンス講座を実施しておりますが、こちらもやはり相乗効果が見られます。他課の行事等とタイアップすることを引き続き検討してまいります。
古川委員	初めて松尾交流センター洗心館で山武市産業祭りを開催したとのことですが、テナントの配置については好評だったと聞いています。ただ、それでも年1回しかないイベントですし、スタジオが活用されていたとしても施設の外からは活動の様子が見えない。もう少し人が集まるようなアイデアを考えていかないと。
会長	開館したからには、皆で応援して賑わいの創出に繋がれば。
古川委員	松尾交流センター洗心館のスタジオはダンス利用にほぼ特化していて、例えばカラオケなどはできないと聞いています。
会長	会議をしようとしても、部屋がガラス張りですので、機密性が得られない。
古川委員	会議用の椅子も使えない。社交ダンスも禁止なのですか。
事務局	椅子は備え付けておりますので、会議室としてもご利用いただけます。また、社交ダンスは床に傷がつかない靴を履いていただければ可能です。公民館という位置づけですので、多目的利用の場であってダンス専用のスタジオではありません。
会長	解体された洗心館と同様、公民館としての貸館業務は行われております。ただ、ダンスを除き、予約は既存のふれあい館の部屋が優先で、そちらの部屋が埋まり次第、松尾交流センター洗心館のスタジオの予約ができるようです。山武市成東文化会館（のぎくプラザ）は予約が1年待ちなのですが。
古川委員	松尾交流センター洗心館もそのようになってほしいですね。

会長	他に何かございますか。よろしいでしょうか。では、以上をもちまして平成27年度第1回松尾地区地域審議会を閉会いたします。ご苦労様でした。
-----------	--